

《記入例》過去に納期の特例を申請した事業所が、事業所都合により特例を解除するために必要な申請です。

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

受付印		必ず代表者の氏名と職(肩書)をご記入ください。 記載された職(肩書)が、そのまま承認通知書に記載されます。	
和 8 年 7 月 20 日			
行田市税条例第33条により、特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、届出します。			
所在地 (住所)	埼玉県行田市本丸2-5		
フリガナ	ミズシロカブシキガイシャ		
名称 (氏名)	水城株式会社		
代表者の 職氏名	代表取締役 行田太郎	電話番号	048-556-1111(内線001)
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	担当者 (連絡先)	人事課 給与担当 行田次郎
特別徴収義務者 指定番号	2 3 4 5 6 7 8 9	※市町村ごとに異なり ※左詰め記入	
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他(理由:)		
関与税理士 署名	浮き城税理士法人 行田花子		(連絡先) 048-556-1121(内線002)

法人の場合は、「国税庁法人番号公表サイト」に公表されている法人番号を記載してください。
個人事業主の場合は、個人番号の記載は省略してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載ある番号を左詰めで記載してください。

(特別徴収義務者指定番号)
8桁と9桁の事業所が存在します。

【注意事項】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入し、押印してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔例〕この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～2月分 ⇒ 4月10日まで ◎3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4～5月分 ⇒ 翌月10日まで

【提出先】

〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部 税務課 市民税担当